

## 第 4 7 号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 5 年亀岡市条例第 2 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 5 年亀岡市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「終了した日から 1 0 日以内」を「期日の属する月の翌月 1 0 日まで」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人について、開票又は選挙会の事務が引き続き 2 日にわたるときは、これを 1 日とみなして、1 日分の報酬を支給する。

第 4 条を第 6 条とし、第 3 条を第 5 条とし、第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（投票所の報酬の特例）

第 3 条 投票時間の一部について投票所の投票管理者若しくは投票立会人として従事したとき又は開く時刻を繰り上げ若しくは繰り

下げ、若しくは閉じる時刻を繰り上げ若しくは繰り下げた投票所の投票管理者若しくは投票立会人として従事したときの報酬の額は、前条第1項に定める報酬の額に当該投票所の投票管理者又は投票立会人として従事した時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項前段の規定による開閉時間に基づく投票時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（期日前投票所の報酬の特例）

第4条 期日前投票時間の一部について期日前投票所の投票管理者若しくは投票立会人として従事したとき又は開く時刻を繰り上げ若しくは繰り下げ、若しくは閉じる時刻を繰り上げ若しくは繰り下げた期日前投票所の投票管理者若しくは投票立会人として従事したときの報酬の額は、第2条第1項に定める報酬の額に当該期日前投票所の投票管理者又は投票立会人として従事した時間を公職選挙法第48条の2第6項の規定により準用する同法第40条第1項前段の規定による開閉時間に基づく投票時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日が公示又は告示される選挙から適用する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例案要綱

- 1 投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人に支給する報酬の額について、投票所の開閉時間又は従事時間数に応じた報酬の支給を可能とするため、新たに規定を設けること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後その期日が公示又は告示される選挙から適用すること。